

◎第16回通常総会開催される

平成19年7月18日(水)、当協議会第16回通常総会が、東海大学校友会館(東京都千代田区)にて開催された。

中村会長の議事進行により平成18年度事業報告及び収支決算、小売業部会の会費改訂、平成19年度事業計画(案)及び収支予算(案)、役員の選任、規約の一部変更(製造業表示規約、景品規約)について議案審議を行い、原案通り承認された。役員の改選では、会長に下村節宏執行役社長(三菱電機)が選任され、今後2年間の事業運営にあたることになった。

なお、総会において、中村前会長より退任に当たり「消費者の誤認を防ぎ、不当な顧客誘引を防止することでコンプライアンス精神を高めると共に、より信頼される業界確立のために、消費者の意見を反映させた諸事業を推進してきた。今後、家電公取協の役割は、より一層重要になる。新会長のもとで、家電公取協がさらに活発に活動され、一層信頼される業界となるよう消費者から期待されている」旨のご挨拶があり、滞りなく終了した。

平成19年度事業計画

- 規約の厳正かつ適正な運用
- 規約の改正等
- その他公正な取引の推進
- 会計制度の見直し

本年度の事業推進に当たっては、消費者の視点に立って公益性の高い諸施策の推進を図り、規約本来の目的である消費者の適正な商品選択の確保と公正かつ自由な競争秩序の確立に努めることとし、以下の諸施策を基本に置くこととする。

- ・製造業表示規約と製品業景品規約の変更については、本年度はその実現と普及の一年とする。
- ・小売業表示規約については、変更の方向付けをし、具現化を進める。
- ・公益法人の制度見直しを控え、平成19年度から公益法人会計の新基準に対応する。

〈製造業部会の事業計画〉

1. 製造業表示規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導に関する事項。
 - (1) 規約の遵守状況を確認するとともに、被疑事案については迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。
 - (2) 広告・表示にかかる業界全体の課題について調査、研究を行い、必要に応じ新たな基準の策定を行う。
 - (3) 消費者関連法令等の動向をフォローし、必要な対応を行う。
2. 景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導に関する事項。
 - (1) 景品規約遵守体制強化月間を実施する。
 - (2) 事例の研究と事例集の作成を行う。
 - (3) 規約の周知徹底のため、研修会を積極的に開催する。
 - (4) 規約の運用に当たっては、小売業部会と連携を図る。

3. 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策に関する事項。

- (1) メーカー希望小売価格の表示の適正化と撤廃情報の周知
- (2) 消費者モニター制度の運営及び消費者懇談会の開催
- (3) 広報活動の推進等
- (4) 支部との連携の強化並びに小売業部会との連携・協力等に関する事項。
- (5) 関係官庁及び関係団体との連絡強化等に関する事項。

4. 製造業表示規約等の見直しに関する事項。

5. メーカー派遣員に関する事項。

- (1) 「メーカー派遣員に関する自粛基準ガイドライン」「メーカー派遣員の識別マーク」「メーカー派遣員に関する運用の手引き」の見直しを進める。

- (2) メーカー派遣員の質的改善を図るために諸施策を推進する。

- (3) 識別マーク着用状況等の実態調査

6. 公正取引に関する法令の研究、普及に関する事項。

- (1) 独占禁止法・景品表示法等のセミナーを開催し、会員の遵法活動を促進する。

- (2) 独占禁止法や関連する法令について、具体的な調査、研究を行い、会員の遵法活動等を促進する。

〈小売業部会の事業計画〉

1. 小売業表示規約及び景品規約の周知徹底・普及促進、被疑事案の調査、是正指導に関する事項。

- (1) 規約違反被疑事案については、迅速に調査を行い、厳正かつ適切な措置を講ずる。

- (2) 規約違反事例集等を活用し、勉強会、研修会を開催するなど会員に対する規約の一層の周知徹底・普及促進を図る。

- (3) 店頭における不当表示の未然防止と表示規約の周知徹底を図るため、行政と緊密に連携した「正しい表示店頭キャンペーン」を積極的に展開する。

- (4) 小売業表示規約第3条及び第6条違反に関する全国一斉調査の内容を見直し、小売業表示規約違反の効果的な実態把握と調査結果に基づく是正活動を推進する。

- (5) 「チラシ等判定会議」等を開催することにより、小売業表示規約の厳正かつ円滑な運用を図る。

- (6) 会員外事業者に対し規約の趣旨遵守への協力要請と加入促進を図る。

2. 規約の厳正かつ適正な運用に資する諸施策に関する事項。

- (1) 組織運営体制や支部活動のあり方の見直し、製造業部会との連携に関する事項。

- (2) 消費者の意見の聴取、広報活動に関する事項。

- (3) 行政との連絡強化等に関する事項。

3. 小売業表示規約等の見直しに関する事項。

4. 公正取引に関する法令の研究、普及に関する事項。

- (1) 独占禁止法・景品表示法等のセミナーを開催し、会員の遵法活動を促進する。

- (2) 独占禁止法や関連する法令について、具体的な調査、研究を行い、会員の遵法活動等を促進する。

以上

総会に引き続いて開催された懇親会において下村新会長より挨拶をいただきましたので、その要旨を紹介いたします。

家電公取協 下村会長就任挨拶要旨



企業の存続と持続が可能な社会を実現するためには、社会を構成する個々の企業が自己責任の下、社会ルールに準拠した活動をステークホルダーの皆様に対して推進することが必要であります。昨今、残念ながらさまざまな企業不祥事が、マスコミを賑わしております。

消費者の皆様からの企業に対する見方はますます厳しくなってきており、企業に対して法令等のルールに基づく公正な活動をすすめることが求められております。

コンプライアンスを実践するための出発点は、言うまでもなく企業としての遵法経営の明確な意思表示とそれに基づく企業活動ですが、その基本となるものが法律です。

この数年の間にいろいろな法律が立案、改正されております。

昨年1月に改正独禁法が施行され、課徴金減免制度、犯則調査権限等の新しいしきみが導入されております。消費者の安全確保に関連した改正消費生活用製品安全法も5月に施行されております。

また、一昨年来、優越的地位の濫用あるいは不当廉

売・差別対価等の観点から、「大規模小売業告示」の施行や、家電業界の流通に対しては「家電ガイドライン」にて取引上の指針の公表が行われました。

企業を取り巻く環境が大きく変化しており、企業活動における透明性、公正な競争の一層の促進と企業コンプライアンスの向上を促す動きがますます強まっており、今後、一層の普及啓発をすすめが必要であると考えます。

当協議会でも市場環境の変化や法規制の進展に対応して、小売業及び製造業の表示、景品に関する公正競争規約の見直しがすすめられております。

当協議会の活動の目的は「それぞれの規約を通じて正しい商習慣を定着させ、公正な競争を確保し、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、社会的な信頼に応える」ことあります。

それらの達成のためには、これまで以上に消費者の視点に立ち、公益性の高い諸活動を推進していくことが大切であると考えます。

私は、今後2年間、会長職として当協議会の目的達成に貢献すべく努力致す所存でございます。何卒格別なるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご来賓の方々よりご挨拶をいただきましたので、その要旨を紹介いたします。

公正取引委員会 竹島委員長ご挨拶要旨



独占禁止法の改正について、今年6月26日に「独占禁止法基本問題懇談会」から報告書が出された。

独占禁止法第19条に、不公正な取引方法の禁止があるが、優越的地位の濫用、不当廉売、抱き合わせ販売、拘束条件付取引等について懇談会では、課徴金をかけるかどうかについて賛否両論に意見が分かれた。政治の世界では不当廉売とか優越的地位の濫用は、きちんと課徴金の対象にすべきという議論は平成17年度の改正時にたくさんあったわけで、公正取引委員会としては来年の春には国会に改正案を出せるようにしなくてはいけない。

私どもはまともな競争をしてもらおうとしており、下請法は中小事業者を保護する目的があるが、独占禁止法にはそうした思想は入っていない。最終目標は消費者の利益を考えることである。消費者は良いものが安いほど良いわけで、したがって非常に難しい問題であるがこれから理論的にもやっていく。そうはいっても不公正な取引方法に該当するものがあれば、きち

と取り締まっていく。たとえば納入業者いじめはビシビシ取り締まっている。

一方では、家電ガイドラインをつくっても、全然ご利益がない、事態はもっと悪くなっているという話もあり、そうなると実質的仕入価格がいくらなのか、その差は合理的な差なのかという議論に入っていくかないと本格的な解決にならない。政府が価格政策に介入するのは良いことではないが、そこについての議論はきちんとしなくてはと思う。大規模小売業告示には大企業であっても被害者たり得るし、優越的地位の濫用の相手方になることがあり得ると書いてある。これから先、実態調査が必要かもしれないし合理的な差かどうかについて検討する必要があるかと思う。公正取引委員会がアウト・セーフと判定する前に、そうならないよう少しは皆さん同士で、リーズナブルなことを考えて頂ければとも思う。

今年は改正独占禁止法の効果がだいぶ出てきた。さらに今、法律改正ということになってきている。日本という国が談合やカルテルを必要悪と考えている国ではないことを、内外に示す大事な時期に来ている。

公正取引委員会 鵜飼取引部長ご挨拶要旨



景品表示法に基づく公正取引協議会は現在82団体、公正競争規約は105件であり、家電公取協は最も規模が大きく、活動の活発な協議会のひとつと承知しています。今回は製造業表示規約と景品規約が見直され、小売業表示規約は引き続き検討中のこと、消費者に対してどのような情報が適切かという観点で今後も議論を続けて頂き、自分たちが守りたいという規約にして頂きたい。

最近一部の公正取引協議会で規約の運用が適切でなかったということが報道されました、その内容は、違反している疑いがある事案をそれ以上よく調べずに注意措置をとった。また警告措置をとったが、公正取

引委員会に適切な報告がなかったというのが主な問題点であり、各公正取引協議会には規約の適正な運用を図るよう要請しました。家電公取協は、消費者団体、消費者モニター等と意見交換を重ねられ、外部の目を入れて透明性が確保されており他の公正取引協議会も見習って頂きたいと思います。

公正取引委員会は今年で60周年を迎えます。平成17年に独占禁止法の大幅な改正が行われ、今まで見直しにも入っており期待されています。大規模小売業告示を平成17年に出し、昨年は実態調査を行いました。問題のある事業者に対しては指導し、より詳細な調査に入ったところもあります。今後とも公正取引委員会にご協力を賜りたい。

経済産業省 鍛治課長ご挨拶要旨



家電公取協が本日下村新会長のもとで新たなスタートを切られることに対し心よりお祝い申し上げます。

私は13年前に今と同じ職場に課長補佐として在籍していましたが、当時の課題として取り組んでいた仕事と現在ではその中身が様変わりしており、しかもその仕事の過半が皆様のお取り組みと直結する仕事となっています。

一点目は、地球温暖化対策への取り組みの中で、省エネ家電の普及をテーマとしたフォーラムを秋にむけて立ち上げて行くという事で、これは正に家電業界の皆様に色々な形で協力頂きながら進めていかなければならない重要なテーマです。

次に家電リサイクルの問題ですが、2,300万台といわれる家電リサイクル品の半分弱が「見えないルート」で取り引きをされているという実態が浮かび上がって

きています。リサイクル、リユースをどう適正に進めかという問題が家電業界、流通業界の二人三脚で取り組むべき課題と考えております。

2011年地デジ対応の問題をいかに円滑に進めて行くかという事は、国を挙げて取り組んで行かなければならぬテーマであります、ここでもポイントとなるのはこれから排出されるアナログテレビの取り扱いと、地デジ対応の普及促進の問題です。

最後に製品安全の問題につきましては、技術的な問題も含めて消費者に安全な製品をいかに提供して行くかということが重要です。

「消費者」という言葉をキーワードにして、私の職務の責任の重さを痛感している訳ですが、家電公取協におかれましてもこうした観点に立ち、公正取引委員会と私ども経済産業省と一緒にになって様々な問題に立ち向かって頂きたいと考えております。

経済産業省 武田課長補佐ご挨拶要旨



家電公取協が、家電製品の公正な習慣の定着や公正な競争を確立することを目的として、3つの公正競争規約の運用を中心に積極的な活動を展開され、その活動が健全な家電流通の実現に大きく貢献されていることは周知の事実でございます。経済産業省といたしましても、皆様のご協力を頂きながら、家電流通に関する実態調査の実施や、家電流通の統計整理などを通じて家電流通の健

全な発展の為尽力して行きたいと思っております。

また経済産業省といたしましては、家電産業を取り巻く諸課題、例えば地球温暖化防止のための家電製品の省エネ対策、家電リサイクルの推進、あるいは消費者が安心して製品を利用することができる製品安全対策といった課題に、引き続き積極的に取り組んで行きたいと考えております。皆様のご支援とご協力をどうぞ宜しくお願ひいたします。

平成19年度役員名簿

(平成19年7月18日現在)

役員	氏名	会社名・団体名	会社・団体における役職名	
会長	*下村 節宏	三菱電機株式会社	執行役社長	非常勤
副会長	齋藤 博	全国電機商業組合連合会	会長	"
"	大塚 雅章	シャープ株式会社	専務取締役	"
"	岡嶋 昇一	株式会社エディオン	取締役副社長	"
"	太田 文雄	財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	顧問	"
専務理事	山木 康孝	社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会 (元・公正取引委員会事務総局取引部長)	専務理事	常勤
理事	小林 佳紀	オーナー株式会社	執行役員	非常勤
"	*堀越 正信	株式会社ケンウッド	国内営業部長	"
"	下出 博得	三洋電機株式会社	国内マーケティング本部副本部長	"
"	竹村 英洋	ソニーマーケティング株式会社	執行役員常務	"
"	*林 由紀夫	ダイキン工業株式会社	常務執行役員	"
"	本田 統久	株式会社デノンコンシューマーマーケティング	営業本部本部長	"
"	*梶田 龍三	東芝コンシューマーマーケティング株式会社	取締役	"
"	*上青木康夫	日本ビクター株式会社	理事国内営業本部長	"
"	校條 亮治	パイオニアマーケティング株式会社	取締役社長	"
"	渡辺 修徳	日立コンシューマ・マーケティング株式会社	取締役社長	"
"	大内 薫	株式会社富士通ゼネラル	取締役経営執行役常務	"
"	*石井 純	松下電器産業株式会社	役員	"
"	岡 博	三菱重工空調システム株式会社	取締役社長	"
"	中島 康雄	三菱電機株式会社	役員理事	"
"	前田 弘昌	全国電機商業組合連合会	副会長	"
"	北原 國人	全国電機商業組合連合会	副会長	"
"	尾藤 武士	全国電機商業組合連合会	理事	"
"	岡林 秀雄	全国電機商業組合連合会	理事	"
"	香川 健二	全国電機商業組合連合会	理事	"
"	*濱川 祐作	全国電機商業組合連合会	理事	"
"	*峯田 季志	全国電機商業組合連合会	理事	"
"	加藤 修一	株式会社ケーズホールディングス	取締役社長	"
"	小島 章利	株式会社コジマ	取締役社長	"
"	土井 栄次	上新電機株式会社	取締役社長	"
"	*宮嶋 宏幸	株式会社ビックカメラ	取締役社長	"
"	有薗 憲一	株式会社ベスト電器	取締役社長	"
"	山田 昇	株式会社ヤマダ電機	取締役社長	"
"	*藤沢 昭和	株式会社ヨドバシカメラ	代表取締役	"
監事	国吉 孝	キヤノン株式会社	副事業本部長	"
"	服部 清	全国電機商業組合連合会	副会長	"

*印は新任



役員紹介の模様。左から岡嶋副会長、大塚副会長、齋藤副会長、
下村会長、太田副会長、山木専務理事



総会の模様

全国家電公取協会長表彰

平成19年度の全國家電公取協会長表彰は下記の10名の各氏が受賞し、受賞者を代表して広島県尾藤支部長が中村会長から表彰された。

支部名	役職名	氏名
青森県支部	副支部長	齋藤 淑人様
岩手県支部	支部長	主浜 勇様
宮城県支部	副支部長	油井 孝夫様
福井県支部	副支部長	広畠 一様
福井県支部	副支部長	真保 栄治様
福井県支部	副支部長	水上 利一様
大阪府支部	支部長	香川 健二様
島根県支部	支部長	角 忠洋様
広島県支部	支部長	尾藤 武士様
長崎県支部	副支部長	山科 実様

会員の入会・退会について

第16回通常総会に先立って開催された理事会において、以下の会員の退会が承認された。これにより、製造業部会の会員数は正会員25社及び特別会員9団体、小売業部会の会員数は全国電機商業組合連合会傘下の46電機商業組合及び量販法人会員18社となる。

(平成19年7月18日現在)

入会

なし

退会

サトームセン(株)、すみやグッディ(株)、(株)東海イエス、(株)大阪屋、(株)真電、石丸電気(株)、(株)ニノミヤ

製造業部会の動き

◎「第48回製造業部会理事会」開催される

平成19年7月4日（水）家電公取協において製造業部会理事会が開催され、総会附議事項を中心に審議された。

議案は、

- ①平成18年度事業報告並びに収支決算に関する件
- ②平成19年度小売業部会会費改訂に関する件
- ③平成19年度事業計画（案）並びに収支予算（案）に関する件
- ④規約の一部変更に関する件
- ⑤会員の入退会に関する件

の各事項について承認された。

なお、理事会終了後、山木専務理事から、6月26日に内閣府より公表された「独占禁止法基本問題懇談会」の報告書等について説明がなされた。

◎「全国支部活動連絡会議」開催される

平成19年7月26日（木）家電公取協において製造業部会の「全国支部活動連絡会議」が開催された。新支部体制が3ヶ月経過した今回は、小売規約関連委員会からの、①量販店の小売業支部活動参画について②全国調査について③店頭キャンペーンについて等を中心に各専門委員会からの報告と質疑など活発な意見交換が行われ、本部・支部が一体となって課題解決に当たる問題意識の共有化が図られた。

また、山木専務理事から、「独占禁止法違反行為に対する規律エンフォースメントの局面を中心にして」をテーマにご講話をいただいた。

◎平成19年度専門委員会新委員長決まる

委員会	新委員長	会社名
広告委員会	細川 浩二	松下電器産業(株)
表示委員会	鈴木 隆	日立アプライアンス(株)
景品委員会	竹本 進一	松下電器産業(株)
小売規約関連委員会	河内 実	シャープ(株)
ヘルパー委員会	(副委員長)	
*委員長は山木 専務理事	浅野 正裕 (副委員長)	松下電器産業(株)
	横山 康	松下電工(株)
取引公正化推進研究会	(主査) 岩瀬 茂	(株)東芝



小売業部会の動き

(各委員会・WG報告 ※平成19年4月24日以降)

◎「第17回小売業部会理事会」開催される

平成19年6月25日（月）家電公取協において小売業部会理事会が開催され、総会附議事項を中心に審議された。

議案は、

- ①平成18年度事業報告並びに収支決算に関する件
- ②平成19年度小売業部会会費改訂に関する件
- ③平成19年度事業計画（案）並びに収支予算（案）に関する件
- ④規約の一部変更に関する件
- ⑤会員の入退会に関する件

について承認された。なお、同理事会で報告のあった各委員会及びWGの活動状況は右表のとおり。

運営委員会	6/25	・小売業部会理事会附議事項について審議を行い、いずれも承認した。 ・本部規約指導委員会より、各支部及び地区連絡会における総会の開催状況及び準備状況について報告があった。
規約改正WG	5/14	・セット商品の自店販売価格の表示、おとり販売等の禁止の例外規定、更値引き表示の取扱い等について取りまとめに向けた検討を行った。
消費者モニター研究会	4/26 6/8	・最近の量販店のチラシにおける価格表示や用語、長期保証の表示等についてモニターの方々に意見を出していただき、それらをもとに研究を進めることとなった。

◎平成19年6月度全国一斉調査結果まとまる

調査期間＝平成19年5月20日（日）～6月2日（土）

調査内容＝小売業表示規約第3条（必要表示事項）型名、メーカー名、自店価格の遵守状況の調査

対象商品＝VTR（DVD含む）、CTV、ミニコン、テレコ、冷蔵庫、レンジ、洗濯機、掃除機、エアコンの9品目

調査地点＝全国85地点

結果概要＝自店販売価格に係る不明りょう表示18,377件(49.0%)の内訳は「更に値引き」等の表示によるもの

17,761件(96.6%)、表示なし45件(0.2%)、セット商品の明細不表示571件(2.7%)であった。

【3条調査の時系列変化】

項目	04/12		05/06		05/12		06/06		06/12		07/06		
件 数	枚 数	36,474	767	38,068	743	34,542	772	44,274	767	35,429	732	37,477	710
トータル		14,444	39.6%	16,088	42.3%	17,166	49.7%	22,749	51.4%	17,401	49.1%	18,668	49.8%
型 名		304	0.8%	429	1.1%	194	0.6%	202	0.5%	180	0.5%	275	0.7%
メー カー 名		125	0.3%	219	0.6%	86	0.2%	76	0.2%	95	0.3%	102	0.3%
自 店 価 格		14,048	38.5%	15,594	41.0%	16,958	49.1%	22,535	50.9%	17,212	48.6%	18,377	49.0%

◎各地で総会相次いで開催 支部の活動が活発に

小売業部会の支部活動は、平成19年度から、量販法人会員がその企画運営に参画し、新たな体制でスタートし、各地で地区連絡会や都道府県支部の総会が開催されるなど、支部活動が活発化している。

これまでに支部の総会が開催されたのは18支部で、このうち、6月5日に再編総会を行った北海道支部（小森 伸支部長）では、量販法人も3社が出席、平成19年度の活動計画及び予算案、役員体制案を承認した。また、関東甲信越地区連絡会（齋藤 博会長）は7月19日に総会を開催、量販法人会員6社の出席を得て、地区連絡会会則案、役員体制案などの議案をいずれも承認した。これまでの総会開催状況は右表のとおり。

小売業支部 総会開催状況（平成19年7月末現在）

都道府県	開 催 日	都道府県	開 催 日
北海道	6月 5日	千葉	5月 28日
青森	7月 18日	群馬	7月 4日
秋田	7月 27日	新潟	5月 16日
岩手	7月 20日	兵庫	7月 26日
宮城	7月 3日	大阪	7月 26日
山形	7月 19日	高知	5月 22日
東京	7月 11日	徳島	7月 25日
神奈川	6月 7日	愛媛	6月 29日
埼玉	7月 18日	香川	7月 24日

「独占禁止法基本問題懇談会報告書」公表される

平成19年6月26日、「独占禁止法基本問題懇談会」（座長：塩野 宏 東京大学名誉教授）より最終報告書が公表された。報告書の概要は下記のとおりである。

独占禁止法基本問題懇談会報告書（概要）

I 検討の基本的視点

- ・違反行為に対して十分に抑止力のある措置が設けられることが必要。その際に、法執行の実効性確保と適正手続の保障を適切に調和させることが重要。
- ・我が国において参考となると考えられる制度、欧米主要国の制度との比較・検討も有益。
- ・消費者政策と独占禁止政策は相互に密接に関係しており、両政策を一体的に推進するという視点が重要。

II 違反金制度の在り方

1. 違反金と刑事罰の在り方

法人に対する刑事罰（が存在すること）の有効性を活かしつつ、違反金を設計してこれを機動的に賦課することが、現状においては違反行為に対する抑止の観点からは効果的であり、引き続き、違反金と刑事罰を併存・併科することが適当である。

（注）報告書においては、現行の課徴金制度に縛られず検討を行うため、「違反行為抑止のための行政上の金銭的不利益処分」について、「違反金」という用語を用いている。

2. 不当な取引制限、私的独占（支配型）に係る違反金の水準、算定方法等

違反金は違反抑止のための処分であるから、「違反行為をする動機付けを失わせる」のに十分な水準に設定すべきである。

違反金の算定方法については、現行課徴金と同様に比較的簡明なものとし、関連商品等売上高に所定の算定率を乗じたもの（基礎額）をベースにして、所定の考慮要素を満たす場合に加減算を行う仕組みとすることが適当である。

3. 私的独占（排除型）、不公正な取引方法を違反金の対象とするかどうかについての検討

私的独占（排除型）については、違反金の対象とすることが適当である。

不公正な取引方法については、違反金の対象とすることは不適当であるという立場と、違反金の対象とすることはできないわけではなく、必要なものについては違反金の対象とすべきであるという立場に分かれた。

4. 違反金と損害賠償（違約金）等との関係

違反行為の抑止のためには、抑止につながる様々な法執行手段があることが効果的であり、これらの手段がそれぞれの機能を発揮することが期待される。

個々の措置等はそれぞれ趣旨・目的が異なっており、違反金と民事上の損害賠償金等との調整を制度上図る必要はない。

III 審判、行政調査手続等の在り方

1. 審判制度の在り方

平成17年改正により導入された不服審査型審判方式は、処分の早期化・審判件数の減少等一定の成果を上げていると考えられることから、当面は、これを維持することが適当である。

しかしながら、行政審判は、行政過程において準司法的手続を採用して被処分者に十分主張・立証の機会を与えることにより適正手続を保障するとともに、紛争の専門的早期的解決を図るものであることから、一定の条件が整った段階で、事前審査型審判方式を改めて採用することが適当である。

2. 審判に対する信頼性・透明性確保

審判に対する信頼性を一層高める見地から、審判官の構成、審判官作成の審決案の取扱い等に關し所要の措置を講ずることが適当である。

3. 審判・事前手続における証拠開示の在り方

公正取引委員会の審判・事前手続における証拠開示の在り方については、他の類似の諸制度との整合性、手続の迅速性の確保の必要性に鑑み、現行の制度・運用を維持することが適当である。

4. 行政調査(審査)手続の在り方

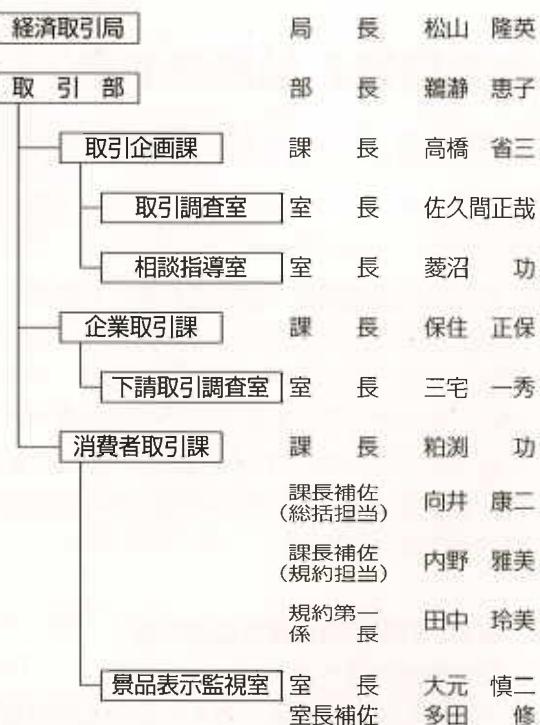
行政調査（審査）手続の在り方に関しては、基本的には現行制度を維持するが、事業者の手続上の保護にも配慮した運用がなされるべきである。

5. 警告・公表の在り方

警告・公表は、違反行為の抑止の観点から、今後とも維持することが適当と考えられるが、対象となる事業者の懸念を解消するため、独占禁止法制上、警告の主体、要件、形式、意見聴取等に関する規定を整備し、警告・公表の適正化を図ることが適当である。

◎公正取引委員会関係組織図（平成19年7月1日現在）

1. 経済取引局・取引部



2. 地方事務所

北海道	所長	山下孝
	取引課長	筒井秀樹
東北	所長	渡邊健一
	取引課長	後藤正和
中部	所長	相関透
	取引課長	岡田考央
近畿中国四国	所長	野口文雄
	取引課長	田邊陽一
中国支所	所長	甲田健
	取引課長	松原慎二
四国支所	所長	藤本敏行
	取引課長	野中耕治
九州	所長	五十嵐秀雄
	取引課長	齋藤隆明
沖縄開発庁	室長	遠藤光
沖縄総合事務所	室長補佐	照屋宏光
総務部公正取引室		

(注) 家電公取協と特に関係の深い公正取引委員会の組織について掲載しています。（敬称略）

わたしの意見

当協議会では、登録された消費者モニターの方へ定期的なアンケートを実施しています。
その際に寄せられたご意見を「消費者の生の声」として掲載します。

- ① 以前よりチラシ広告の価格表示の下には「更に現金値引き」または「更にポイント進呈」などの言葉が飾られてはいたが、最近のチラシでは更にエスカレートし、A電機では大見出しで“とことん値切って下さい大商談会”と謳い、チラシ表示価格に斜線が引かれてしまっている。これではいったいいくらなのか？ チラシがチラシの役目を果たしていない。B電機でも最近はA電機同様に表示価格に斜線を入れているが、先月の広告では表示価格の下に「更に値引き 店頭発表」と記載。来店しなければ値段がわからない。デパートやスーパーのチラシ広告とは全く異なる。少々消費者を馬鹿にしたような自作自演の大安売りに疑問を感じる。
(杉並区 主婦)
- ② A社のデジカメを買った。それには取扱説明書が2種類ついている。ごく薄い「基本編」と分厚い「応用編」である。私のような初心者でメモ代わりにしか使用しない者にとっては前者だけで十分なのである。後者は全くといっていいほど見ない。このことを考えても、前述したようにカタログは1冊ですべてまかなってしまおうという常識は打破して、「初心者カタログ」と「一般向けカタログ」の2種を作ってもらいたい。このA社の取扱説明書の2本立てはとても使いやすくて、分かりやすくて良い。
(杉並区 会社員)
- ③ 今までよりも更に分かり易くなったカタログがあった。これは一覧表として、細かい仕様、主な仕様の一覧表の他に「仕様そのものではなく、その仕様であれば何ができるかを一番左の項目として、各シリーズ品が該当するかどうかを●印で示しており」これは一般ユーザーが一番知りたいところである。この様な観点からのカタログ作成をしてもらいたいものです。
(市川市 無職)
- ④ 量販店で「さらに値引き」と書いてあったので声をかけたのですが、価格に納得できず、しばらく回って他の店員に声をかけてみると少し安くなりました。またしばらくして夫がはじめの店員に値引きを言うとさらに安くなりました。本当はいくらなの?! と思ってしまいました。はじめの価格で買ってしまったら? と思うと考えてしまいます。
(高槻市 主婦)

<編集後記>

暑っていても蒸し暑い日が続き、クールビズのおかげで助かっていますが、家電公取協の事務所に着くと、大量の汗が。個人的には暑さに閉口しながら、もう一人の自分が、もっともっと暑くなれ！（エアコンが売れる）前号までのS.I.さんの後を継いで、慣れないニュースの編集を編集委員や事務局の皆さんに助けていただきながら今回より担当させていただきます。宜しくお願い致します。

(J・I)

社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-9
(虎ノ門TBLビルディング2階)
TEL (03) 3591-6023 FAX (03) 3591-6032
<http://www.eftc.or.jp>
編集・発行人：坂井厚介